

柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業

特定事業の選定

令和6年（2024年）4月

柏崎市

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

柏崎市新ごみ処理場整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(3) 公共施設等の管理者

管理者 柏崎市長 櫻井 雅浩

(4) 事業目的

柏崎市（以下「本市」という。）は、平成29年度（2017年度）に柏崎市ごみ処理場整備実施計画を策定した。本市は、同計画を策定する中で、ごみ処理場在り方検討委員会を設置し、今後のごみ処理の在り方についてあらゆる可能性を検討・評価することにより、最も合理的かつ経済的な施設の整備方針として、発電付きの新ごみ処理場を建設することを決定した。

さらに、本市は、令和元年度（2019年度）に策定した「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」の中で次頁に示す整備方針を策定した。本事業はこの整備方針に合致した新ごみ処理場の令和11年度（2029年度）の稼働を目指して実施するものである。

【施設整備方針】

本市では、平成29年（2017年）3月に柏崎市第五次総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定しており、新ごみ処理場の施設整備方針は、第五次総合計画の内容を踏まえて決定した。

【コンセプト】

(1) 循環型社会を推進する施設

- ア ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進したうえで適正処理を行い、処理で発生する熱や灰等を有効に活用する。
- イ 環境負荷低減や公害防止等、環境に十分に配慮した設備を備える。

(2) 市民が身近で安全・安心を感じられる施設

- ア 市民生活に密着した利便性の高い施設を目指す。
- イ 新潟県中越沖地震を教訓にした災害に強い強靱な施設とする。

(3) 高効率なエネルギー回収を可能とする施設

- ア 柏崎地域エネルギービジョンの実現に向けて、エネルギーの地産地消に留まらず、将来の地産他消を見据えたベース電源のひとつとする。

(4) ふるさとの環境を守る施設

- ア 児童・生徒をはじめ、循環型社会の推進や環境問題について学べる施設とする。
- イ 温暖化対策や生物多様性の保全に対する意識啓発、不法投棄防止と環境美化の推進など、豊かな自然環境を維持・保全するための拠点とする。

(5) 経済性に優れた施設

- ア 設備の適切な規模、効率的な配置、省エネルギー化を検討し、経済的かつ高効率な施設建設及び管理運営を実現する。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を示す。

項目		概要	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設	①処理対象物	① 燃やすごみ及び可燃残渣 ② ボランティア清掃ごみ ③ 剪定枝・庭の草 ④ 災害廃棄物
		②炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③施設規模	80 t/24h (40 t/24h×2炉)
	マテリアルリサイクル施設	①処理対象物	① 不燃ごみ ② 粗大ごみ
②施設規模		6.7 t/5h	
計量棟 (工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)	①形式	ロードセル式(4点支持式)	
	②数量	3基以上 (入口用2基以上、出口用1基以上)	
その他 関連施設等	管理棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、洗車棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他		

(6) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は公設民営方式(DBO方式)により実施する。

(7) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間：業契約締結日から令和11(2029)年3月まで

イ 運営期間：令和11(2029)年4月から令和31(2049)年3月まで(20年間)

(8) 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- a 本施設の設計
- b 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- c 本市の交付金・補助金申請支援
- d 設計に係る許認可申請等
- e その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の建設に関する業務

- a 本施設の建設
- b 仮設施設の設計・建設・解体

- c し尿処理場等の解体
- d 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- e 建設工事に係る許認可申請等
- f その他これらを実施する上で必要な業務
- (ウ) 本施設の運営に関する業務
 - a 運転管理業務
 - b 維持管理業務
 - c 測定管理業務
 - d 防災等管理業務
 - e 運営関連業務
 - f 情報管理業務
 - g 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
 - h 行政視察対応に対する支援
 - i その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本市が行う業務
 - (ア) 本施設の設計・建設に関する業務
 - a 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
 - b 本施設の交付金・補助金申請手続
 - c 本施設の設計・建設モニタリング
 - d その他これらを実施する上で必要な業務
 - (イ) 本施設の運営に関する業務
 - a 本施設への搬入可能物の搬入
 - b 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の運搬
 - c 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の資源化又は最終処分
 - d 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
 - e 行政視察対応
 - f 運営モニタリング
 - g その他これらを実施する上で必要な業務

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業を公設民営方式（DBO方式）で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 総合的評価

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市自らが実施する場合（公設公営方式（単年度委託））及び公設民営方式（DBO方式）として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(7) 事業費算出の前提条件

項目	本市自ら実施する場合 (公設公営方式(単年度委託))	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務に係る費用	施設整備費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定 ・DBO事業として実施する場合の費用は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
②運営業務に係る費用	運営業務費 ・人件費 ・需用費 ・保守管理費 ・修繕更新費 ・測定試験費 ・その他経費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が自ら実施する場合の運営業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定 ・DBO事業として実施する場合の運営業務費は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
③資金調達に係る費用	補助金・交付金 地方債 一般財源	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金は二酸化炭素対策事業費等補助金及び循環型社会形成推進交付金を活用するものとして設定 ・地方債の充当率は、補助金・交付金対象事業費を対象に、補助金・交付金充当額を

			除いた額に90%、補助金・交付金対象外事業費に対しては75%として設定し、償還期間は20年(据置3年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定
④支援業務等に係る費用	事業者選定に係る発注者支援 設計・施工監理業務費	事業者選定に係る発注者支援 設計・施工監理業務費 運営モニタリング業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント見積により設定 ・DBO事業として実施する場合にはのみ運営モニタリング業務費を設定
⑤その他の費用	—	SPC経費 開業費 各種税金等	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO事業として実施する場合は、SPC経費、開業費、各種税金等を設定。

※SPC：Special Purpose Companyの略。本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社。

(イ) VFM算出の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.733%	長期国債新発債流通利回(10年)の過去20年間 平均値より設定
②物価上昇率	—	物価変動は、事業方式によらず同様に影響が生じ ることから、物価上昇は考慮しない。
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないこと から、リスク移転については定性的効果として認 識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、本市が自ら実施する場合 (公設公営方式 (単年度委託)) とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市自らが実施する場合 (公設公営方式 (単年度委託)) 及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、3.7%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	財政負担の比較
①本市自らが実施する場合 (公設公営方式 (単年度委託))	100.0
②DBO事業として実施する場合	96.3

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業を公設民営方式 (DBO方式) により実施する場合、本市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び運營業務の効率化

本施設の設計・建設及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ (専門的知識や技術的能力等) が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運營業務が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運營業務内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運營業務内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることによ

り、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合は、本市自らが実施する場合（公設公営方式（単年度委託））に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、本市はこれらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、事業者が、本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、本市自らが実施する場合（公設公営方式（単年度委託））に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、3.7%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条に準じ、特定事業として選定する。